

第24期 軽井沢町農業委員会 第28回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p>(開会：13時30分)</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第28回総会を始めたいと思います。本日は会長から欠席の連絡がありましたので、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。</p>
土屋会長代理	<p>委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。最初に新型コロナウイルス感染状況については、10月20日に全県に「医療警報」の発出及びそれに伴い、佐久圏域の新型コロナ感染レベルが3から4日へ引き上げられております。改めて皆様には基本的な感染対策の徹底などをお願いいたします。</p> <p>10月に入り、上旬は気温が高い時もありましたが、下旬は徐々に気温が低下して、氷点下になる日もでてきています。秋の紅葉シーズンから冬季へと季節が変わりますがとても1年の周期が短く感じるもので、農作業についてもレタスの収穫は終了し、キャベツも出荷に向けて終盤の段階であり、今期の最後の追い込み作業に従事される皆様の心中をお察しいたします。さて、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動の役割がございます。現在、軽井沢町では令和7年度からの10年間先の将来を見据えた農地保全の方針である「地域計画」を策定する準備を進めております。一筆事の耕作者を明記していく計画となりますが、今後、令和6年度までの約2年間でその内容を委員の皆様やJA、県等を含めて検討していきますので、後ほど、町側より当案件のご説明がございます。皆様が把握している地区の耕作者や所有者の意向がこの計画を策定していく為の協議の場では重要な情報源となります。地区の代表者として何卒、ご協力を賜りますようお願いいたします。11月から12月には研修旅行や忘年会などのイベントが多く開催されます。相互の親睦を図ることにより、第24期軽井沢町農業委員会の活性化につなげたいと考えております。12月の忘年会は町長、副町長、観光経済課長等も出席予定であります。町の農業施策に皆様の意見を反映させていく為にも町側との意思疎通は必要でございます。是非とも多くの皆様のご出席を期待いたします。</p> <p>本日、岡沢補佐及び町側より佐藤係長がご出席いただいております。土屋代理からのJA関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会第28回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますが、本日、会長が欠席の為、会長代理に議長をお願いいたします。</p>

土屋史彦議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、12名の出席でございます。市村会長、坂本雄樹委員より欠席の報告がございました。農地利用最適化推進委員7名中、7名全員の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。
土屋史彦議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号1番の土屋史彦委員と議席番号11番の小林朝夫委員の2名をお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願います。
青木事務局長	「事業報告の説明」
土屋史彦議長	ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。
委 員	なし
土屋史彦議長	無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1及び議案第1号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	議案第1号番号1及び議案第1号番号2についてご説明します。_____が_____である為、_____し、_____の_____も_____のみといたします。まず議案第1号番号1についてですが、次第4ページ、補足資料1ページから5ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____、_____、に_____、_____です。_____は_____、_____、_____の_____に_____、_____です。_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、面積は_____です。場所でございますが、補足資料3ページに位置図がございますが、_____より_____、_____となり、_____より_____した_____で_____に_____でございます。町の用途区分は第_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。転用の目的ですが、_____は、申請地に_____を_____しております。住所は_____ではございますが、_____になると、_____にて_____を_____を_____に_____までの_____、_____を_____に_____との_____が_____し、_____になりました。権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させ

ていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、今回の_____については、_____が所有する_____と譲渡人が所有する当該地との土地交換になりますので_____は_____しません。資金の調達方法ですが、今ご説明した内容により該当しません。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、_____は_____、該当しません。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲に農地はなく該当しません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。

続いて議案第1号番号2についてご説明します。次第4ページ、補足資料6ページから14ページ、をお願いします。中軽井沢地区でございます。

_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____です。
_____は_____、_____に_____のある_____、_____です。
_____の_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、_____は_____です。_____でございますが、さきほど議案1号番号1で説明した_____のとなります。補足資料9ページに位置図がございます。_____でございます。町の用途地域区分は第_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。転用の目的ですが、_____の_____、_____しておりますが、_____を_____を_____いたところ、_____との_____、_____を_____なりました。

権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____、_____円となります。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月末までが工事期間となっております。

次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございま

	<p>せん。次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号2については許可できない場合に該当しません。</p>
<p>土屋史彦議長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1及び議案第1号番号2について担当委員より説明願います。</p>
<p>委員</p>	<p>議席番号2番の依田が議案第1号番号1及び議案第1号番号2についてを説明いたします。まず議案第1号番号1についてですが、_____に_____、_____、_____を_____ました。_____はさきほど事務局説明の通りです。_____は_____を_____されていましたが、_____は_____されていない_____です。_____と_____の_____は_____でございます。_____にある_____ですが、_____は_____であると_____していましたが_____の_____であることが_____した為、_____と_____することになったとのこと。_____、_____に_____はないは_____ございません。次に議案第2号番号2ですが_____の_____の_____が_____で_____を_____いたところ、_____など希望_____ということ_____ことになりました。_____の_____いたしました_____に_____で_____を_____されている_____がありますが、_____などの_____はないと判断します。_____にある_____の_____ですが、_____、_____されているようですが、_____になっていますので、_____などの_____はないように_____。_____は_____、_____は_____に_____します。以上から議案第1号番号1及び議案第1号番号2については、_____の_____の_____はなく、_____と_____いたしました。</p>
<p>土屋史彦議長</p>	<p>ありがとうございました。井出推進委員、補足説明はございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>土屋史彦議長</p>	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1及び議案第1号番号2についてご意見のある方は願います。</p>
<p>委員</p>	<p>なし</p>

土屋史彦議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号1及び議案第1号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	全員挙手
土屋史彦議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号2を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号2は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第1号番号3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>議案第1号番号3についてご説明します。次第4ページ、補足資料15ページから27ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____、_____、_____に住所のある_____、_____です。_____は_____、_____、_____に_____のある、_____、_____です。_____の_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、_____は_____です。_____、_____が_____になります。_____でございますが、補足資料17ページに位置図がございますが、_____にある_____の_____の_____しています。町の用途地域区分_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。転用の目的ですが、_____の_____は_____、_____に_____しておりますが、_____となった、_____の_____である_____に_____を_____したいので_____しました。権利関係は_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____となります。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月_____日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号3については許可できない場合に該当しません。</p>

土屋史彦議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号3について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>推進委員の遠山が議案第1号番号3についてを説明いたします。_____の_____より、_____それから_____、それから_____の_____と_____を_____させていただきました。_____に_____ですが、この_____と_____になっております。_____は_____が_____おります。_____を_____が_____て_____なことで_____したいということですが、この_____、それから_____の_____から_____までの_____、_____との_____は_____が_____されていますので、_____はありません。以上の点から特に問題はないと判断します。</p>
土屋史彦議長	<p>ありがとうございました。私の担当地区ですが補足説明はございません。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号3についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
土屋史彦議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>挙手</p>
土屋史彦議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号3を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に6、のその他事項に進みます。</p> <p>(1)のJA関係は私から報告します。それではお手元の野菜出荷状況について説明します。キャベツですけれども、数量が330,916ケース、単価が888円、金額が2億9千3百万、対前年度費で数量が104%、単価が95%、金額が99%、レタスの10キロですが、数量が87,125ケース、単価が1,422円、金額が1億2千3百万、対前年度費で数量が97%、単価が97%、金額が94%、チンゲン菜ですが、数量が50,353ケース、単価が730円、金額が3千6百万、対前年度費で数量が86%、単価が102%、金額が87%、合計で数量が505,946ケース、単価が980円、金額が4億9千6百万、対前年度費で数量が99%、単価が98%、金額が97%という形になっております。今のところ対前年度割れということでありまして、ここにきてキャベツが先日、凍霜害があったわけですが、そちらのほうも霜降りキャベツということで箱出しで、出荷を行っておりまして、正規品との金額差がだいたい50円から100円くらいに収められた</p>

	<p>ということで、ここにきて次の産地の出荷が前倒しされていて、数量が落ちてきているので、単価がこれから上がってくるようなので、まだ圃場にあるような方はまだもう少し頑張ってお出せるものは出したほうが良いのではないかとの見解でございました。今後の予定ですが、軽井沢支所の大感謝祭のほうがこれから開催されます。11月7日からですけれども、蕎麦の荷受けのほうが開始されます。11月7日から22日までです。それから11月9日ですけれども浅納会のゴルフコンペが開催されます。11月14日には廃プラの回収が行われます。12月にもう一度回収があるのですが、余裕をもってこの11月に出していただければと思います。それから11月24日から25日に女性部の視察研修が久しぶりに行われるということで、行先は氷見になります。それから12月4、5、6日と野菜部会の視察がこちらも3年振りですけれども開催される予定だということです。私のほうから以上です。JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。</p>
委員	なし
土屋史彦議長	なければ次に(2)支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。
岡沢補佐	「生育状況・地域計画等説明」
土屋史彦議長	ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委員	なし
土屋史彦議長	なければ次に(3)町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。
佐藤農林振興係長	「地域計画・外国人材活用セミナー説明」
土屋史彦議長	ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委員	なし
土屋史彦議長	なければ次に(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。
青木事務局長	次第5ページをお願いします。「事務局関係説明」
土屋史彦議長	今の事務局の説明に何かご質問等ございますか。

委 員	なし
土屋史彦議長	その他、全体を通して何かございますか。
委 員	なし
土屋史彦議長	それでは、第24期軽井沢町農業委員会第28回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。
	閉会 14時30分